主

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴法四一九 条ノ二に定められている抗告のみが右の場合にあたる。ところが、本件抗告理由は、 違憲をいうが、その実質は、抗告人の本件忌避申立を排斥した原決定の違法、不当 を主張するものにすぎない。所論民訴法三九条は除斥又は忌避についての裁判機関 を定めたものにすぎず、裁判官が所論憲法七六条所定の良心に従つた裁判をするか どうかとはなんら関係がないのであるから、右民訴法三九条が憲法の右規定に違反 する旨の所論違憲の主張は、その前提を欠く。したがつて、本件抗告は民訴法四一 九条ノ二所定の場合にあたらないと認められるから、本件抗告を不適法として却下 し、抗告費用は抗告人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和五二年一二月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁	裁判官	江里		清	雄
表	裁判官	天	野	武	_
表	裁判官	高	辻	正	己
表	裁判官	服	部	高	顯
表	裁判官	環		昌	_